物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	総合教育センター課	総教セー１	入替	総合教育センター	佐世保市保立町１２−３１	バス停横	屋外	１台	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	28名 （昨年度施設利用者数 97,971人）

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市学校教育部総合教育センター課　℡0956-76-7330（直通）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

総合教育センター　自動販売機設置場所位置図

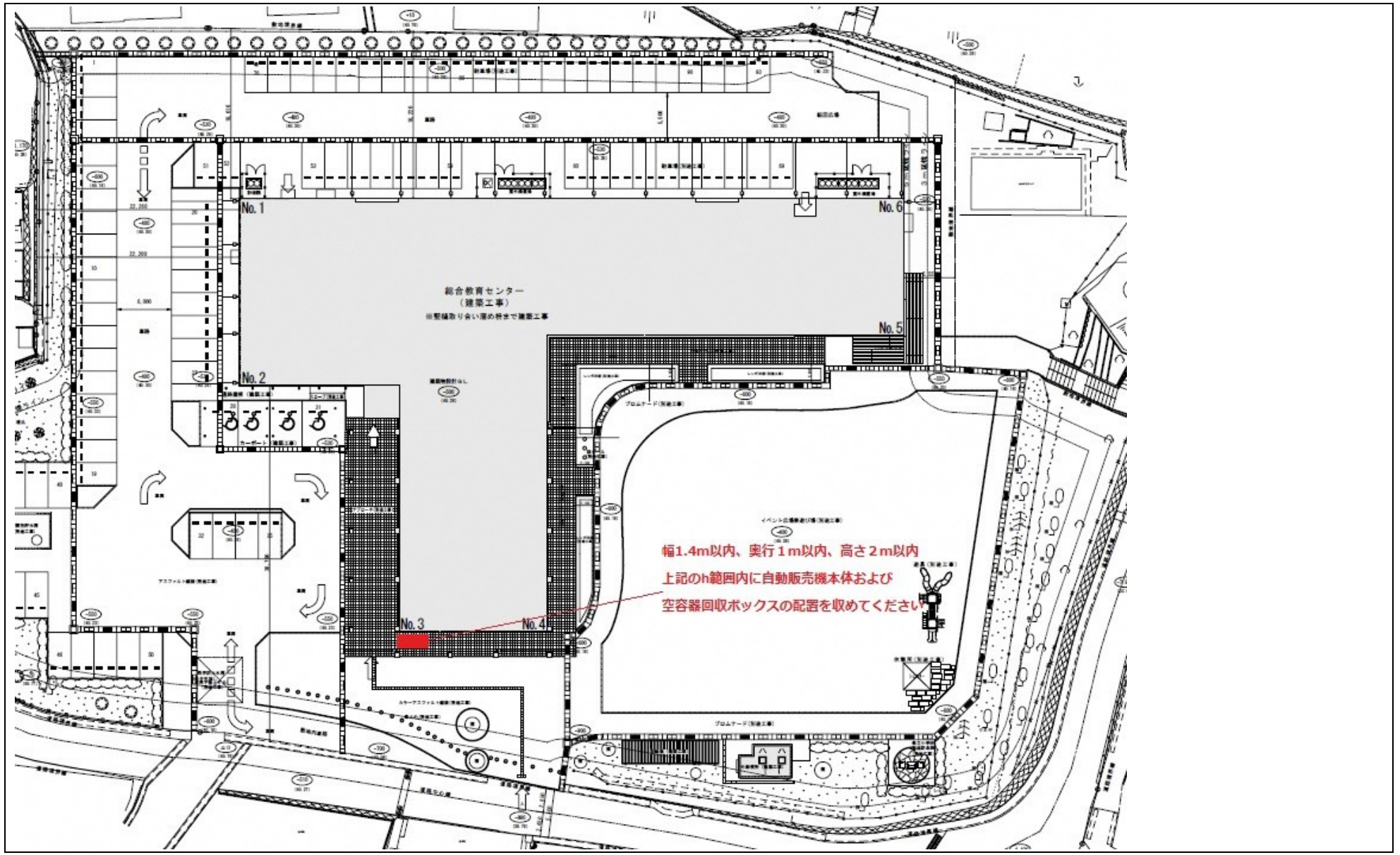

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間来客数(見込)
1	みなと振興・管理課	みなと-1	入替	新みなとターミナル	佐世保市新港町 8-1	1階	屋内	1	令和９年２月１日～令和１２年１月３１日	３年間	２５万人
2	みなと振興・管理課	みなと-1	入替	鯨瀬ターミナルビル	佐世保市新港町 8-23	1階	屋内	1	令和９年２月１日～令和１２年１月３１日	３年間	２１万人

※年間来客数は令和７年度の乗降客数です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 施設再編に伴う自動販売機の移設等の取扱い

新みなとターミナル及び鯨瀬ターミナルは、「三浦地区みなとまちづくり計画賑わい促進事業」に伴う施設再編により、具体な工程は未定ではあるものの、自動販売機貸付期間中に仮設ターミナルの供用、既存施設の解体及び新ターミナルへの移行等の整備工事が予定されている。工事の進捗に伴い、自動販売機の仮設ターミナルへの移設や新ターミナルへの移設等（一時撤去・再設置を含む）が必要となった場合は、市の指示に従い、事業者の責任及び費用負担において対応すること。なお、これに伴う営業停止等の損害について市は補償しないこととする。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市港湾部みなと振興･管理課　℡0956-24-1111（内線 7200－221）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

新みなとターミナル１階　自動販売機設置場所位置図

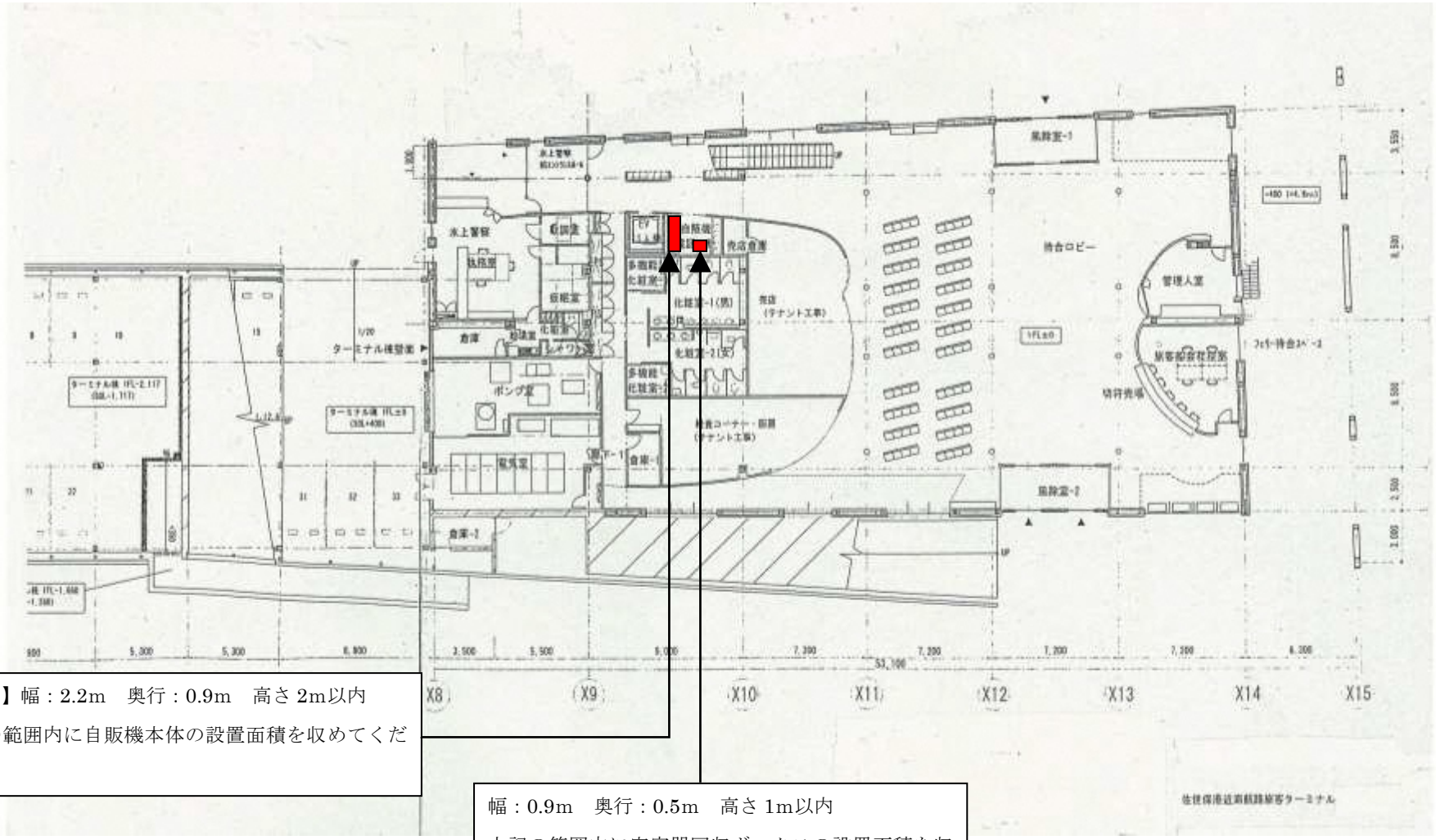

【屋内】幅：2.2m　奥行：0.9m　高さ 2m以内
上記の範囲内に自販機本体の設置面積を収めてください。

幅：0.9m　奥行：0.5m　高さ 1m以内
上記の範囲内に空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

鯨瀬ターミナル１階　自動販売機設置場所位置図

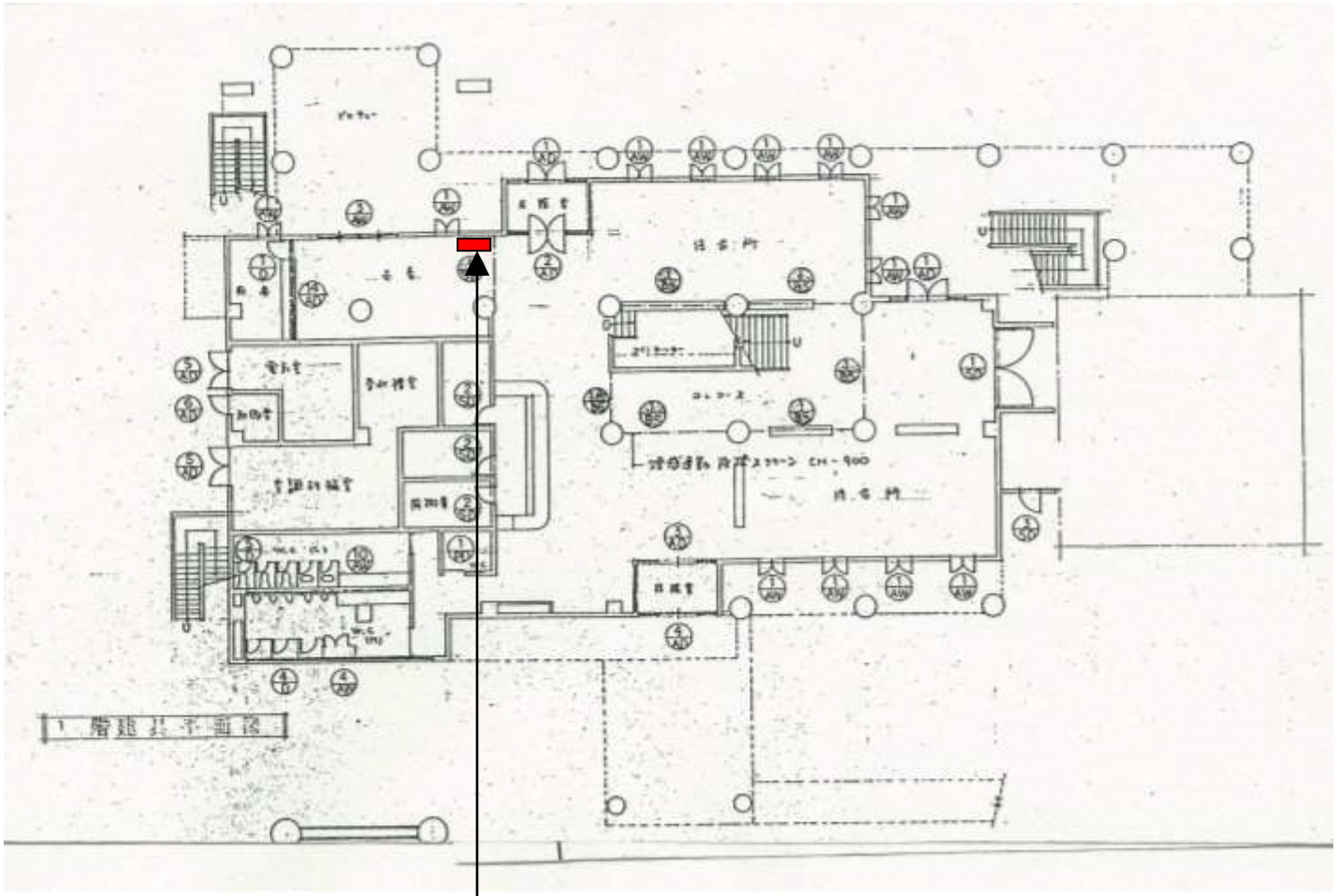

幅：2.95m　奥行：0.85m　高さ 2m以内
上記の範囲内に自販機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間来客数(見込)
1	みなと振興・管理課	みなと-2	入替	新みなとターミナル	佐世保市新港町 8-1	１階	屋外	2	令和９年２月１日～令和１２年１月３１日	３年間	２５万人
2	みなと振興・管理課	みなと-2	入替	鯨瀬ターミナルビル	佐世保市新港町 8-23	１階	屋外	1	令和９年２月１日～令和１２年１月３１日	３年間	２１万人

※年間来客数は令和７年度の乗降客数です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様

① 施設再編に伴う自動販売機の移設等の取扱い

新みなとターミナル及び鯨瀬ターミナルは、「三浦地区みなとまちづくり計画賑わい促進事業」に伴う施設再編により、具体な工程は未定ではあるものの、自動販売機貸付期間中に仮設ターミナルの供用、既存施設の解体及び新ターミナルへの移行等の整備工事が予定されている。工事の進捗に伴い、自動販売機の仮設ターミナルへの移設や新ターミナルへの移設等（一時撤去・再設置を含む）が必要となった場合は、市の指示に従い、事業者の責任及び費用負担において対応すること。なお、これに伴う営業停止等の損害について市は補償しないこととする。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市港湾部みなと振興･管理課　℡0956-24-1111（内線 7200－221）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

新みなとターミナル屋外　自動販売機設置場所位置図

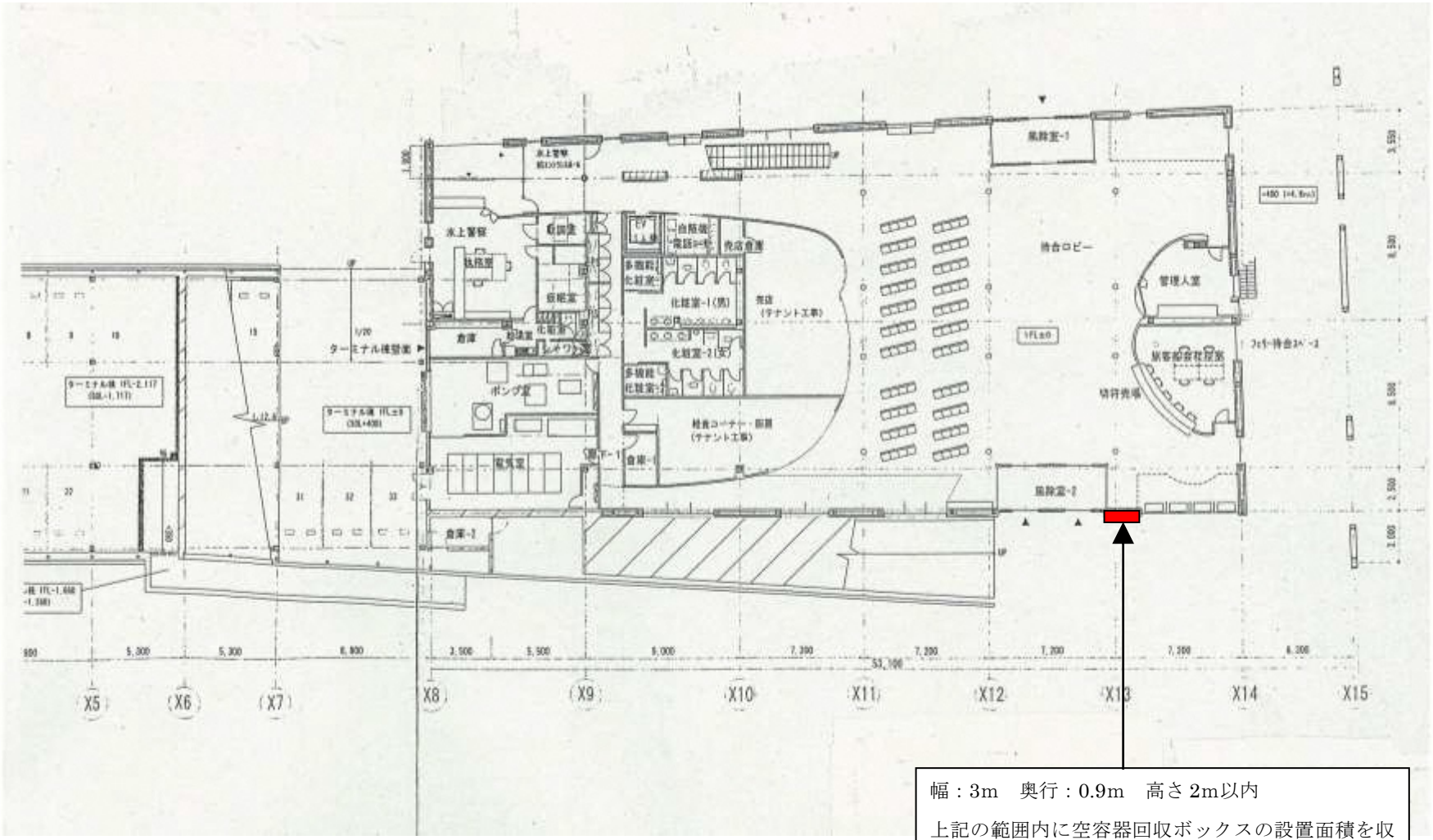

幅：3m　奥行：0.9m　高さ 2m以内

上記の範囲内に空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

鯨瀬ターミナルビル屋外　自動販売機設置場所位置図

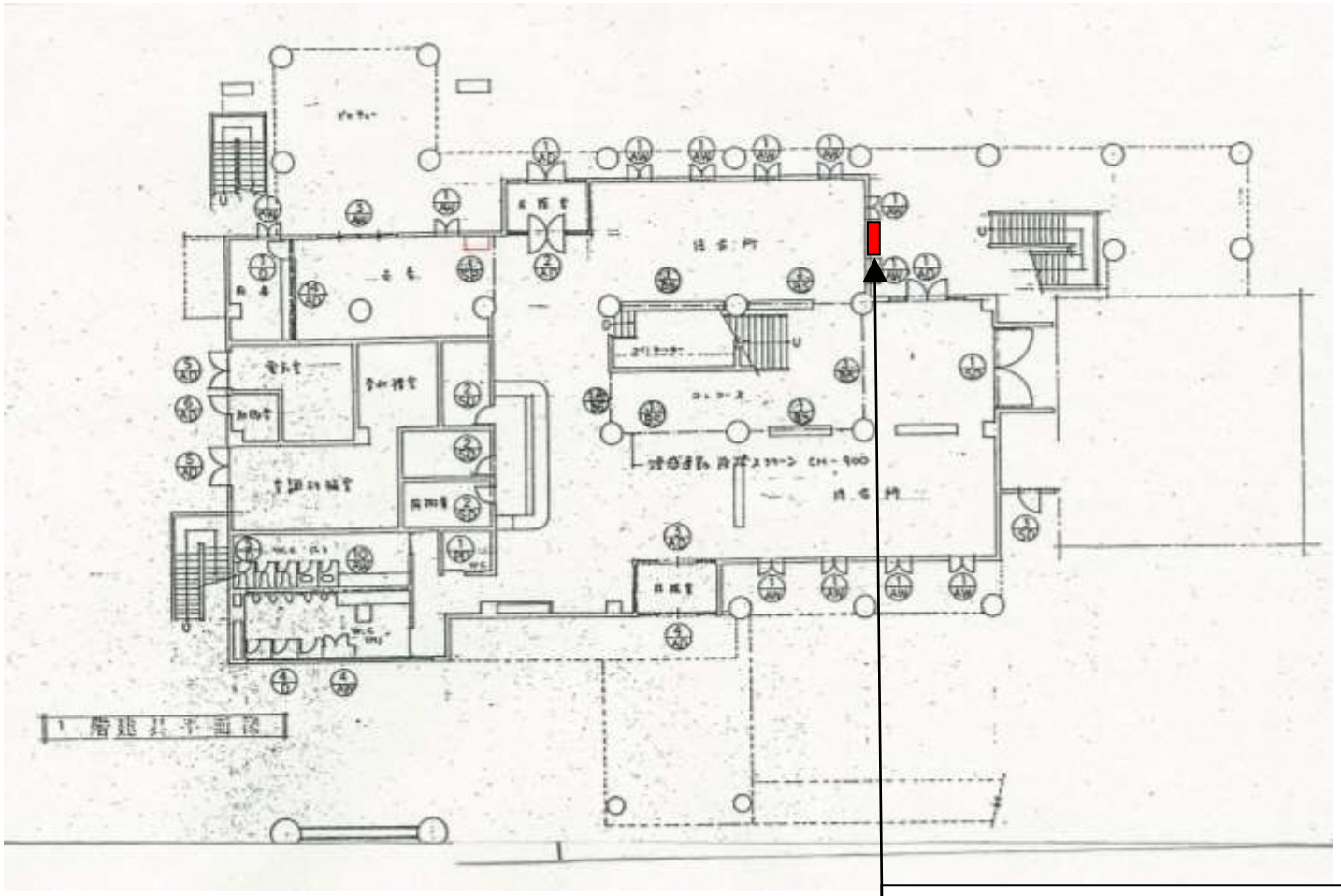

幅：3m　奥行：0.9m　高さ 2m以内
上記の範囲内に自販機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間来客数（見込）
1	みなと振興・管理課	みなと-３	入替	相浦桟橋待合所	佐世保市相浦町 2754-1	１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	５万人

※年間来客数は令和７年度の乗降客数です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市港湾部みなと振興･管理課　℡0956-24-1111（内線 7200－221）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

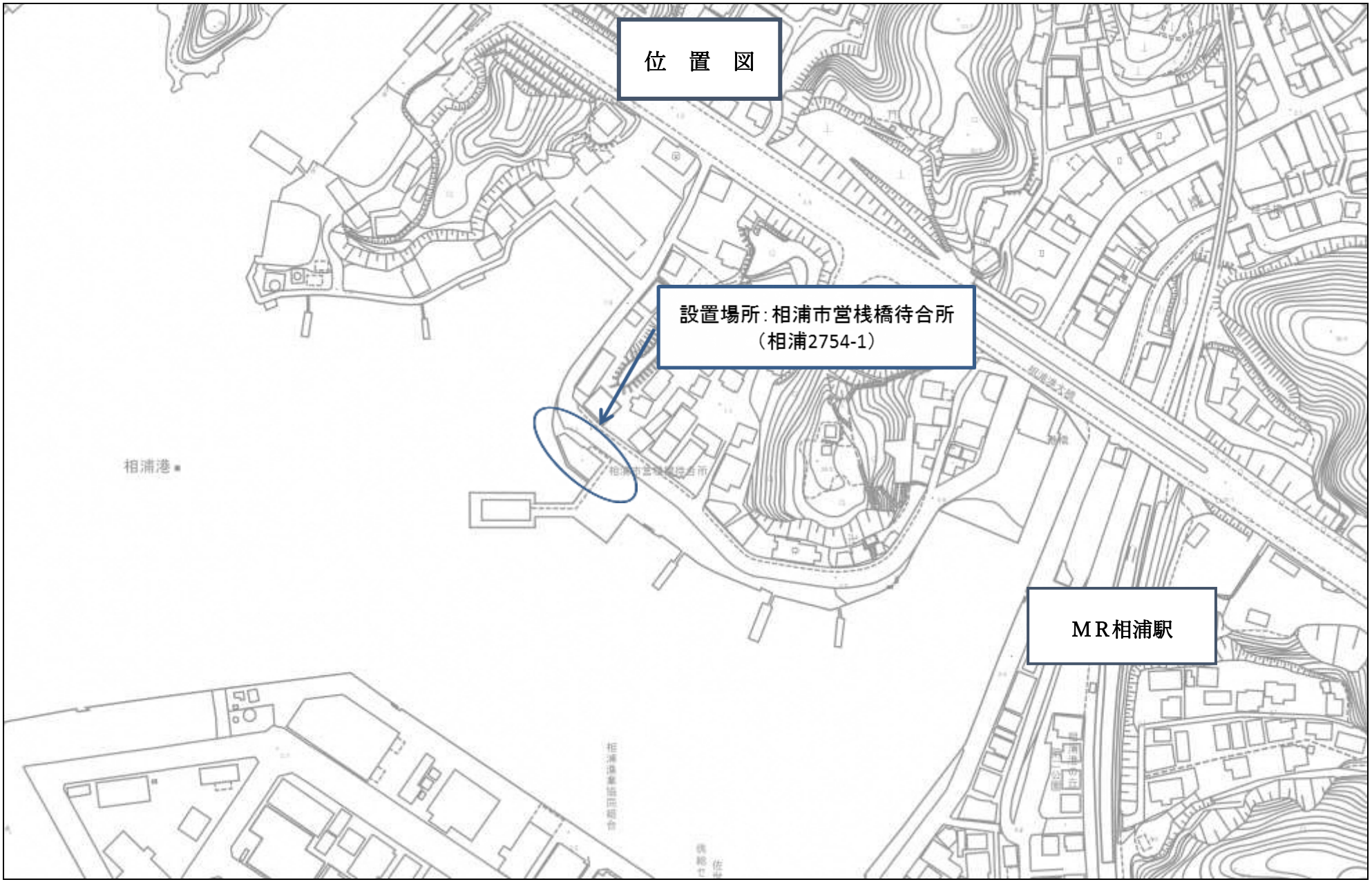
位　置　図
設置場所：相浦市営桟橋待合所
（相浦2754-1）
ＭＲ相浦駅
相浦港

佐世保市営桟橋待合所１階　自動販売機設置場所位置図

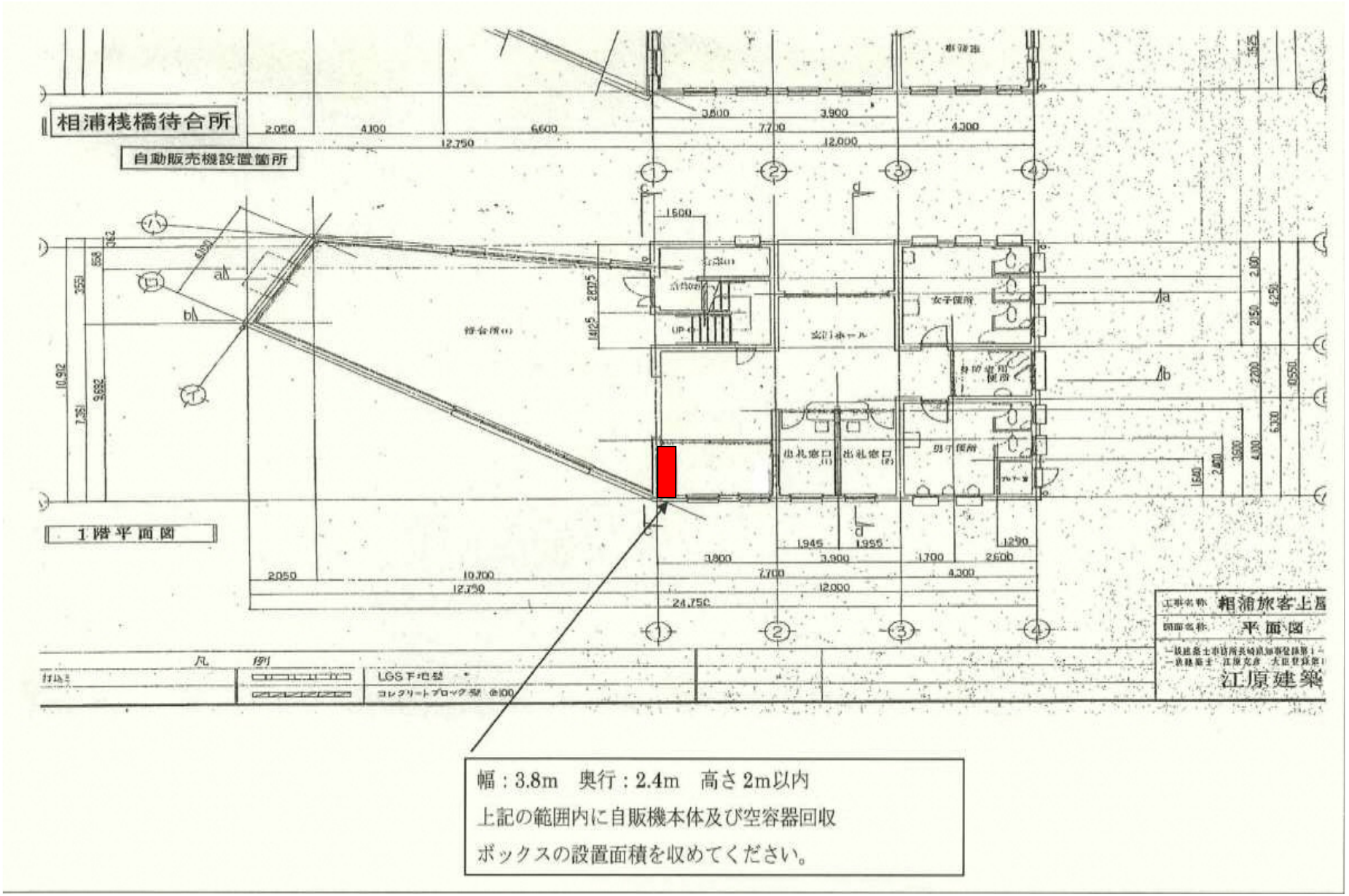

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		来客数
1	クルーズ事業推進課	クルーズ-1	入替	佐世保港国際ターミナル	佐世保市干尽町 1-42	１階	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	155,844

※来客数は令和７年１１月１日～令和８年１０月３１日の数字です。（直近１年の実績です。）

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(3)　その他

キャッシュレス決済対応とし、下記の取り扱いが可能なこと。

・楽天Ｐａｙ、LINEＰａｙ、ＰａｙＰａｙ、ｄ払い、メルＰａｙ、ａｕＰａｙ、Ｊcoin、ＡｌｉＰａｙ，ＷｅＣｈａｔＰａｙ

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。(カップ式は不可)

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市港湾部クルーズ事業推進課　　℡0956-25-9352（内線 7200-216）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

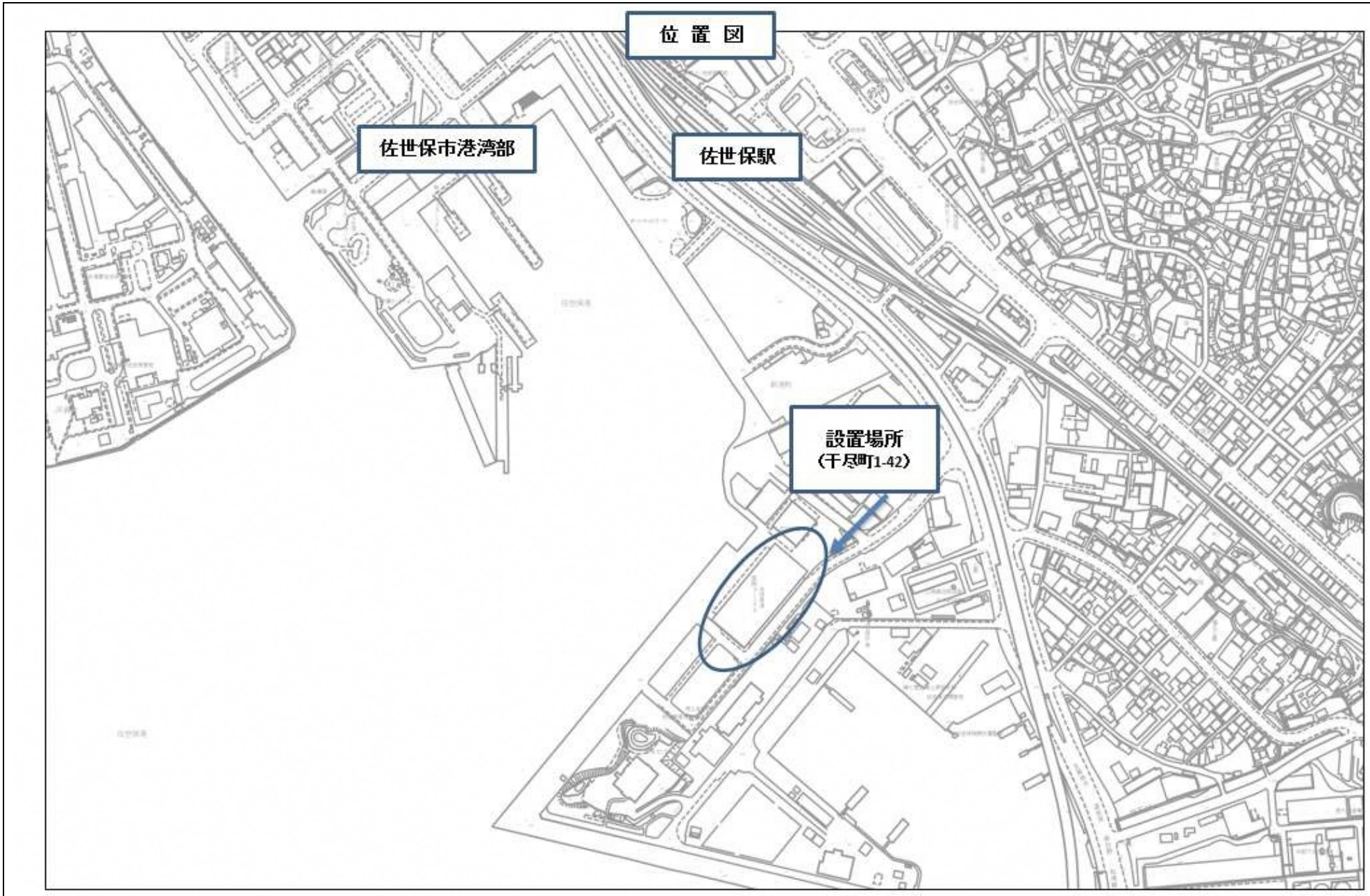
位 置 図
佐世保市港湾部
佐世保駅
設置場所
（干尽町1-42）

佐世保港国際ターミナルビル１階自動販売機設置場所位置図

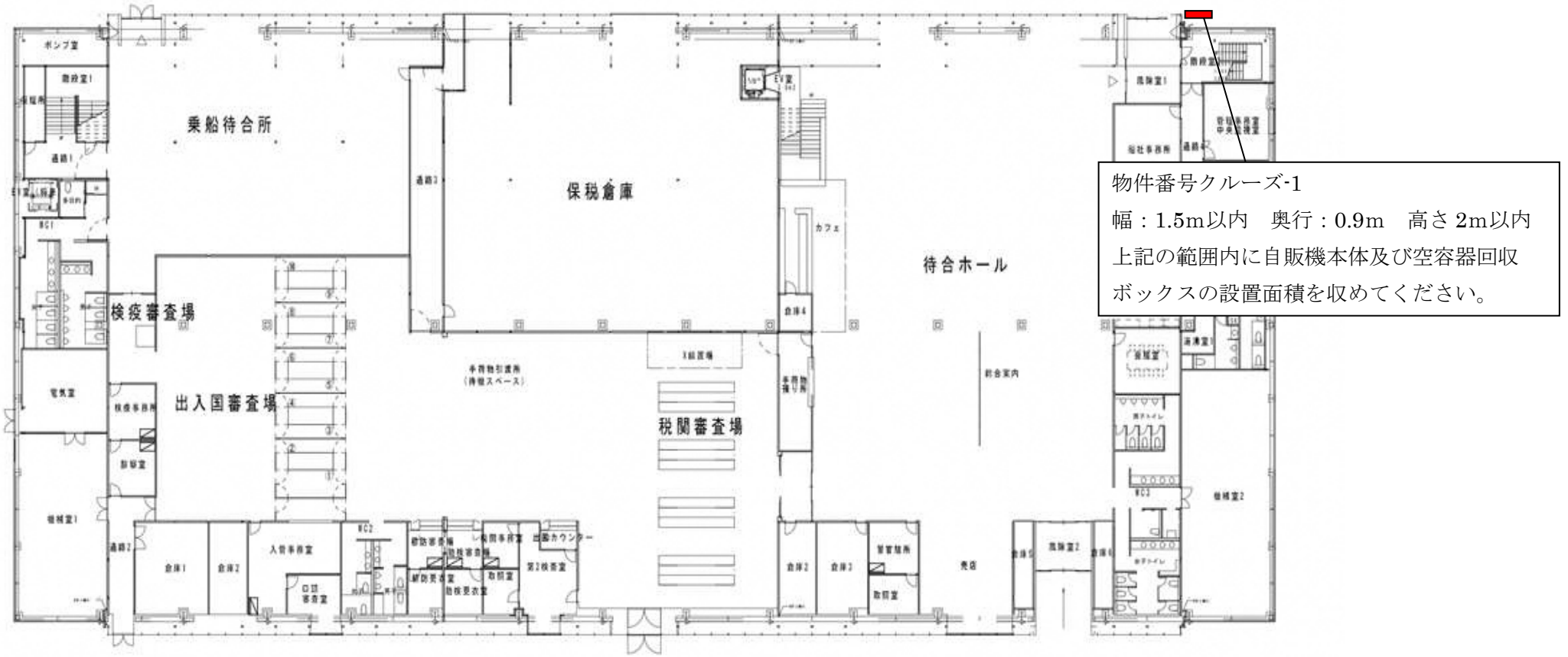

物件仕様書
（アイスクリーム類の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		来客数
1	クルーズ事業推進課	クルーズ-2	新設	佐世保港国際ターミナル	佐世保市干尽町 1-42	現在設置している自販機の横	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	155,844

※来客数は令和７年１１月１日～令和８年１０月３１日の数字です。（直近１年の実績です。）

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(3)　その他

キャッシュレス決済対応とし、下記の取り扱いが可能なこと。

・楽天Ｐａｙ、LINEＰａｙ、ＰａｙＰａｙ、ｄ払い、メルＰａｙ、ａｕＰａｙ、Ｊcoin、ＡｌｉＰａｙ，ＷｅＣｈａｔＰａｙ

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、アイスクリーム類（氷菓、ラクトアイス、アイスミルク、アイスクリーム等）とし、酒類を含むアイス（アルコール入りアイス等）は販売しないこと。

② 容器・包装は、個包装されたアイスバー、カップアイス、モナカ、コーン等、密封または密閉状態で提供可能な形態とすること。（量り売りや容器に直接盛り付けるタイプ等は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市港湾部クルーズ事業推進課　　℡0956-25-9352（内線 7200-216）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

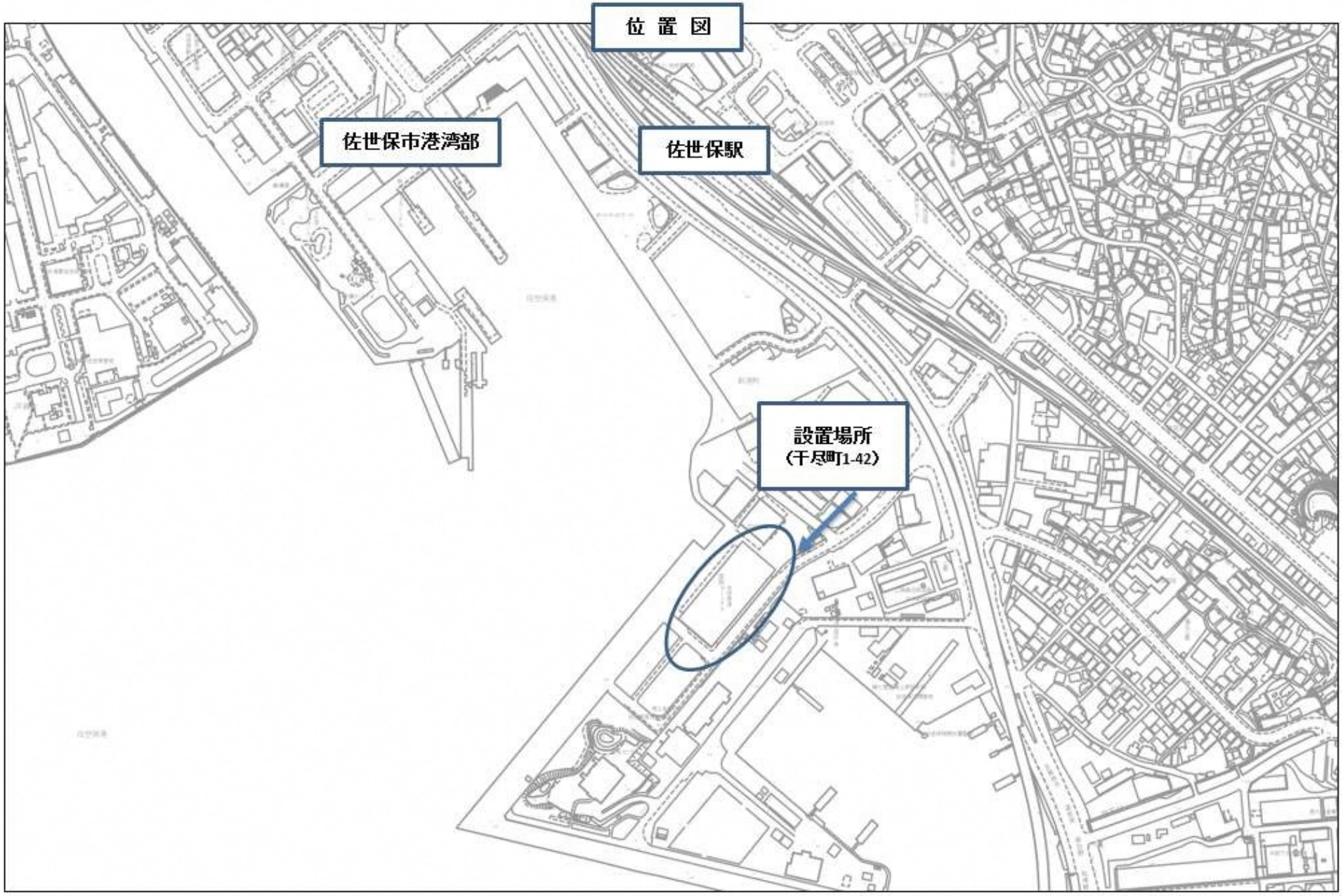
位 置 図
佐世保市港湾部
佐世保駅
設置場所
（干尽町1-42）

佐世保港国際ターミナルビル１階自動販売機設置場所位置図

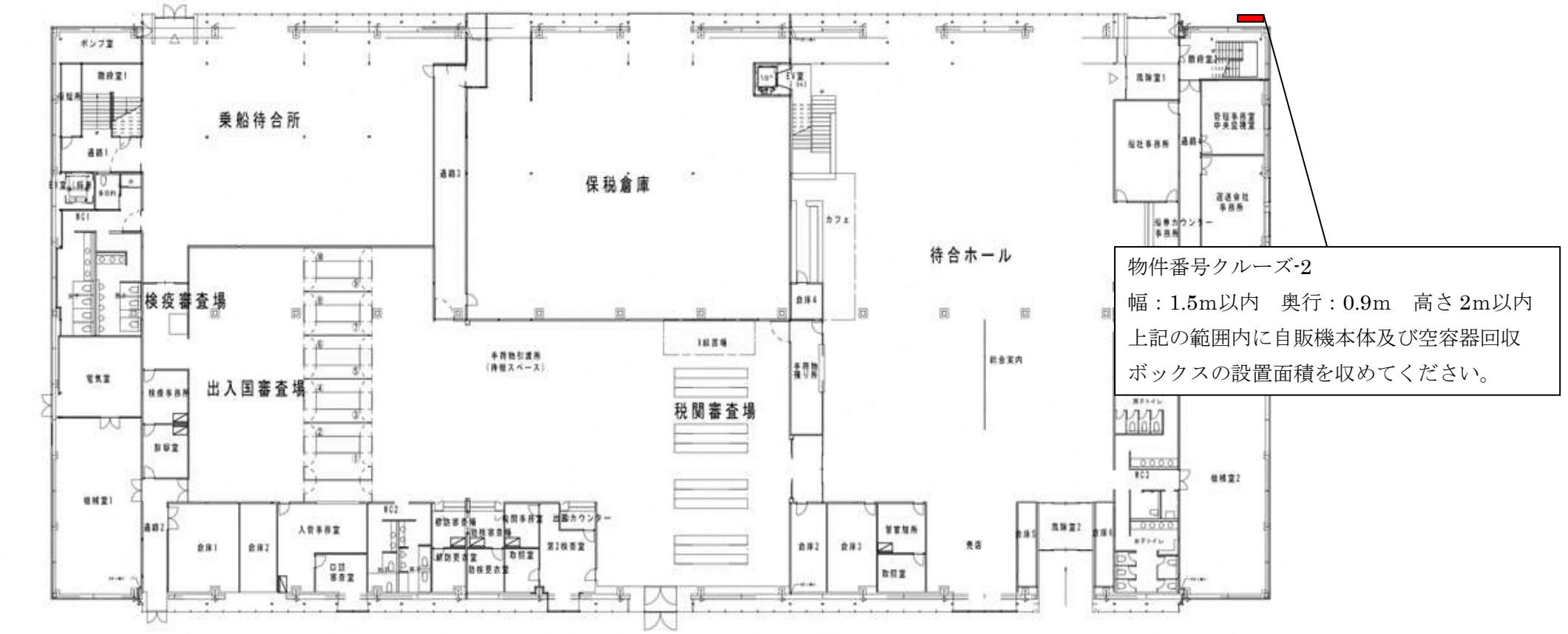

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

１　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		勤務職員数
1	消防局総務課	消総-１	入替	佐世保市東消防署	佐世保市広田１丁目 １５番２０号	１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	４３

※勤務職員数は令和８年１０月１日現在の数字です。

２　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

３　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市消防局総務課　　℡0956-23-9251（内線 2306）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

佐世保市東消防署　自動販売機設置場所位置図

階段下スペース
自動販売機面積：奥行 80ｃｍ、幅 125ｃｍ、高さ 200ｃｍ
回収容器面積　：奥行 60ｃｍ、幅 50ｃｍ、高さ 100ｃｍ
上記の範囲内に自動販売機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

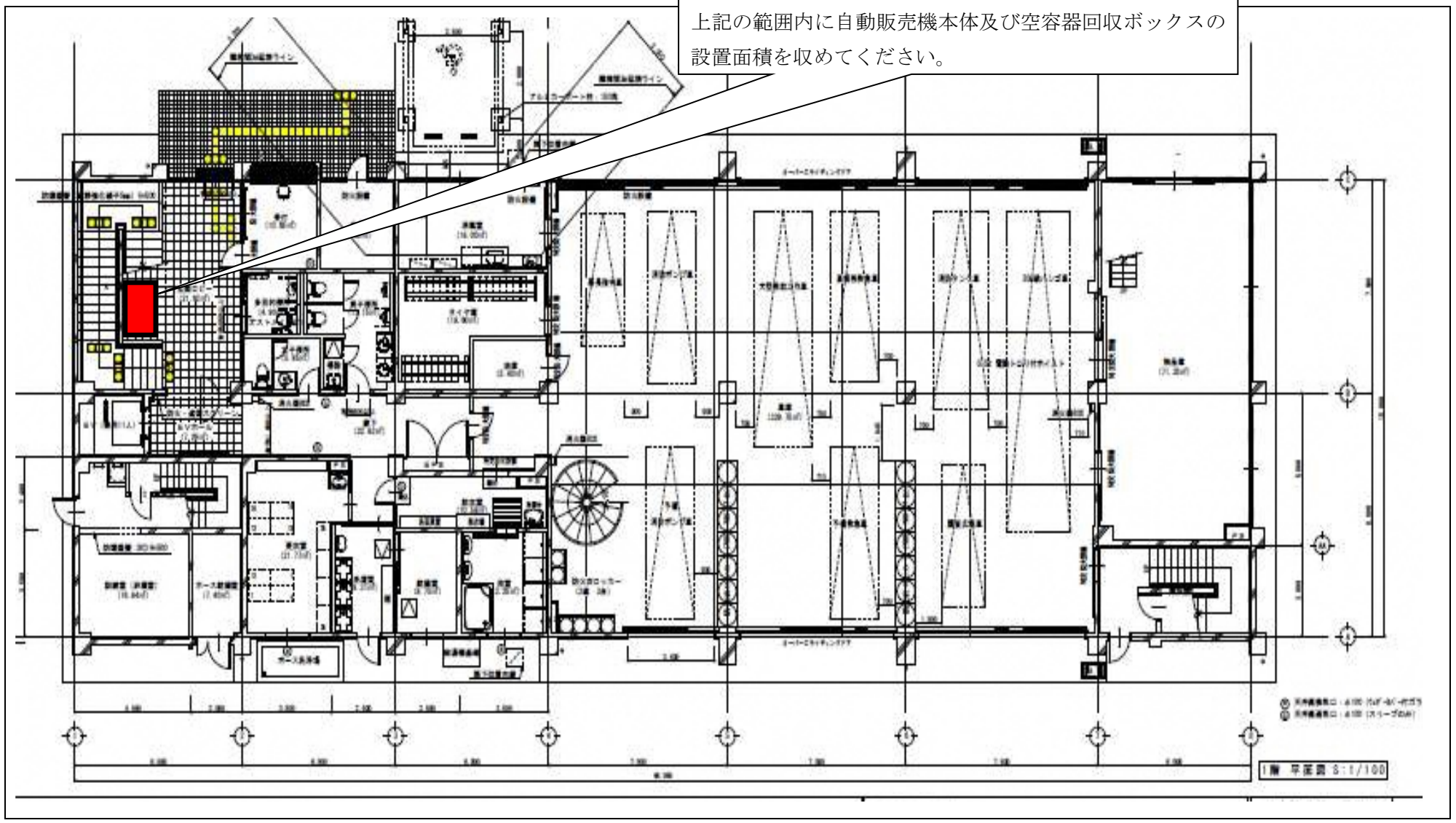

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		入居者数
1	住宅政策課	住宅―1	入替	桜木住宅	佐世保市桜木町	集会所横	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和１２年１月３１日	３年間	439 人

※入居者数は令和８年１０月１日現在の数字です。（桜木住宅１番館から５番館の入居者総数）

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２m以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4)　特別仕様

①　災害時に販売商品を無償提供できる機構を備えた自動販売機を使用し、実際に災害が起こった場合、販売商品を無償提供できること。
無料開放の期間は、無料開放開始のときから、自動販売機内の在庫本数終了までとする。
無料開放で使用した商品については受託者が負担するものとする。

4　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市都市整備部住宅政策課　℡0956-37-6117（市営住宅係直通）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

桜木住宅　自動販売機設置場所　位置図

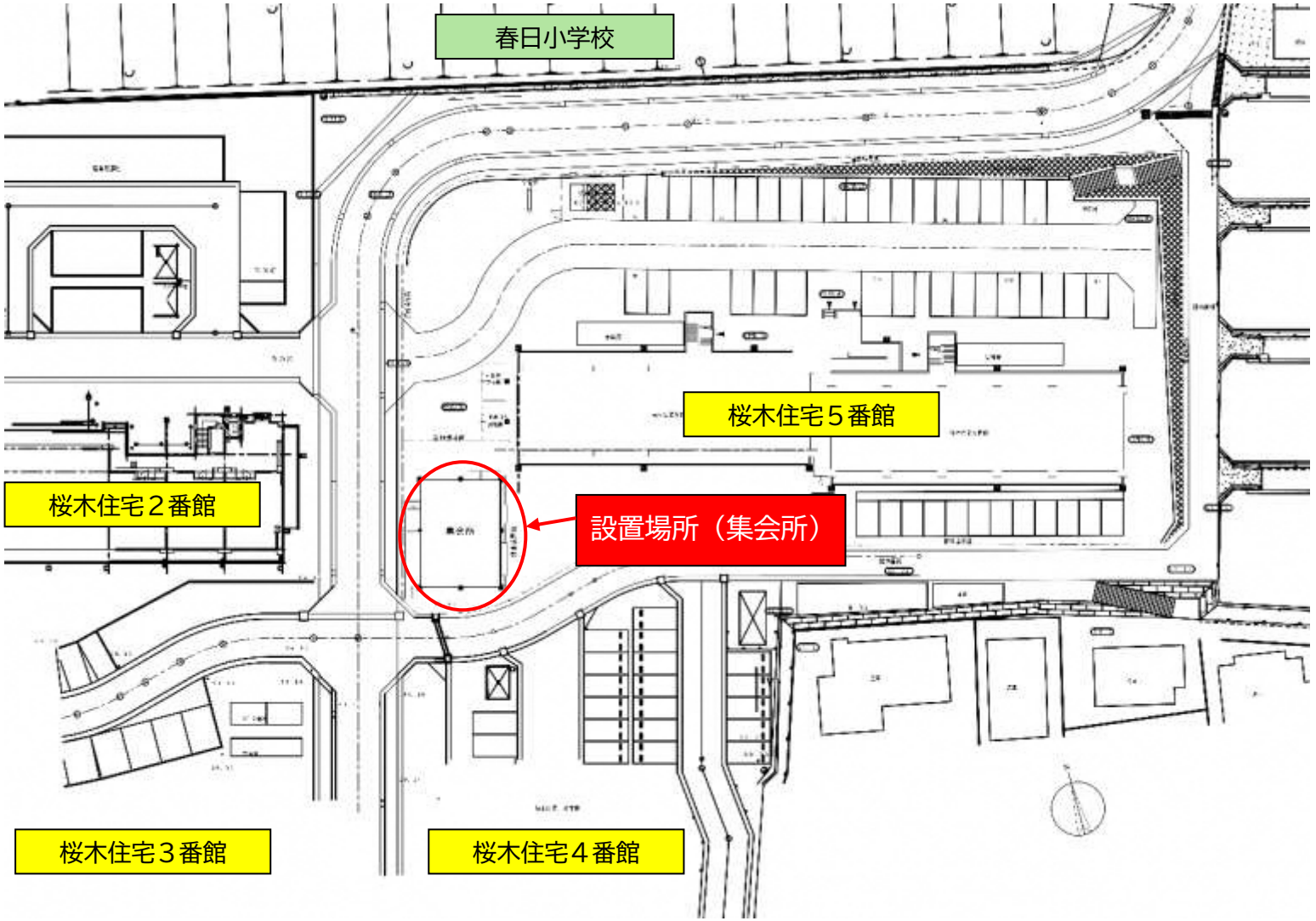

桜木住宅　自動販売機設置場所　配置図

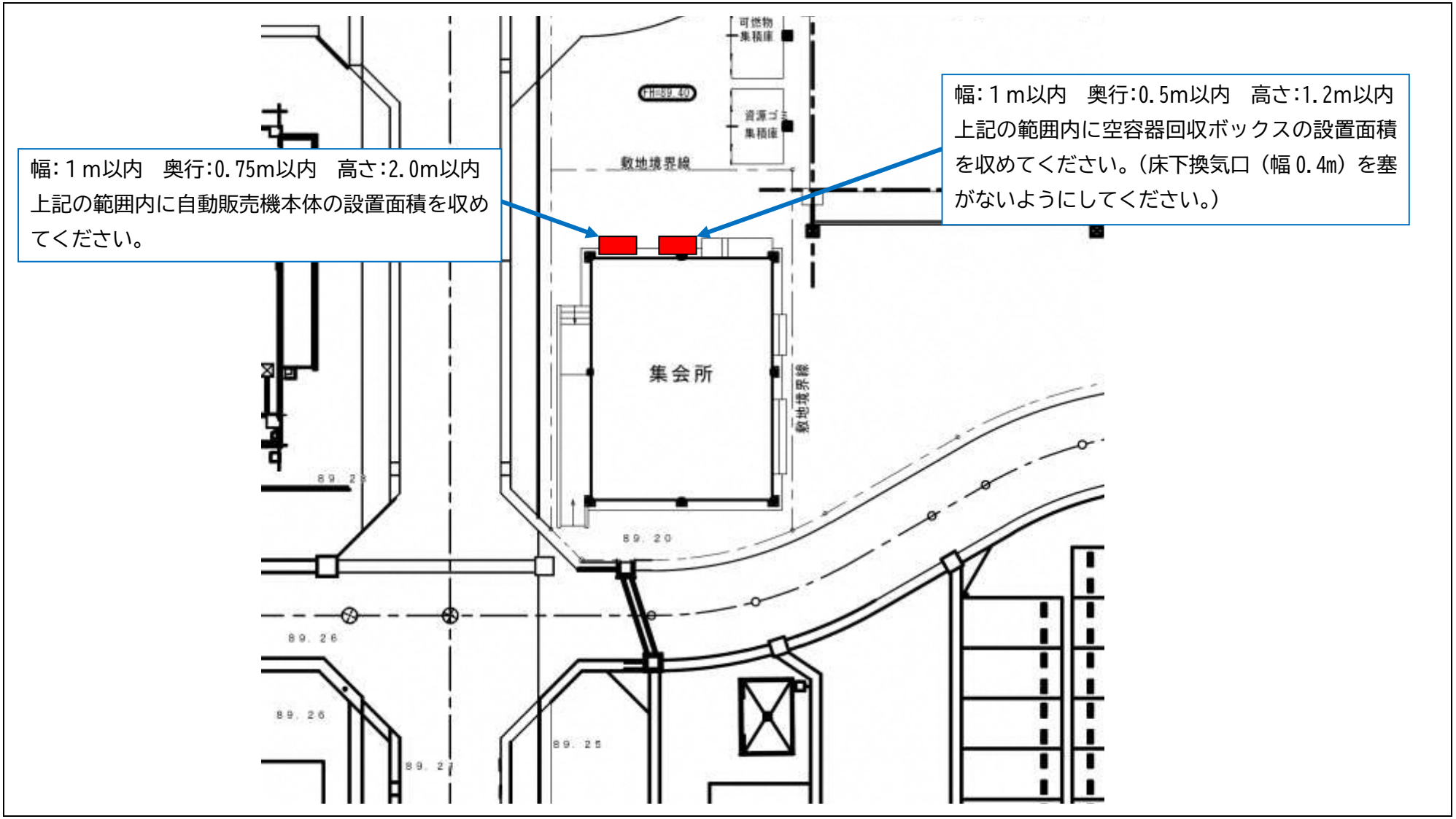

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間利用者
1	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-1	入替	相浦地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ①	佐世保市川下町209番地5	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和9年2月1日 ～ 令和12年1月31日	3年間	138,562
2	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-1	入替	相浦地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ②	佐世保市川下町209番地5	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和9年2月1日 ～ 令和12年1月31日	3年間	138,562
3	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-1	入替	針尾地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	佐世保市針尾中町1538番地5	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和9年2月1日 ～ 令和12年1月31日	3年間	5,923
4	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-1	入替	針尾地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 体育室	佐世保市針尾北町756番地	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和9年2月1日 ～ 令和12年1月31日	3年間	6,379

※年間利用者数は令和７年４月～令和８年３月の実績です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市市民生活部コミュニティ・協働推進課　℡0956-24-1111（内線 2258）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

■相浦地区公民館＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

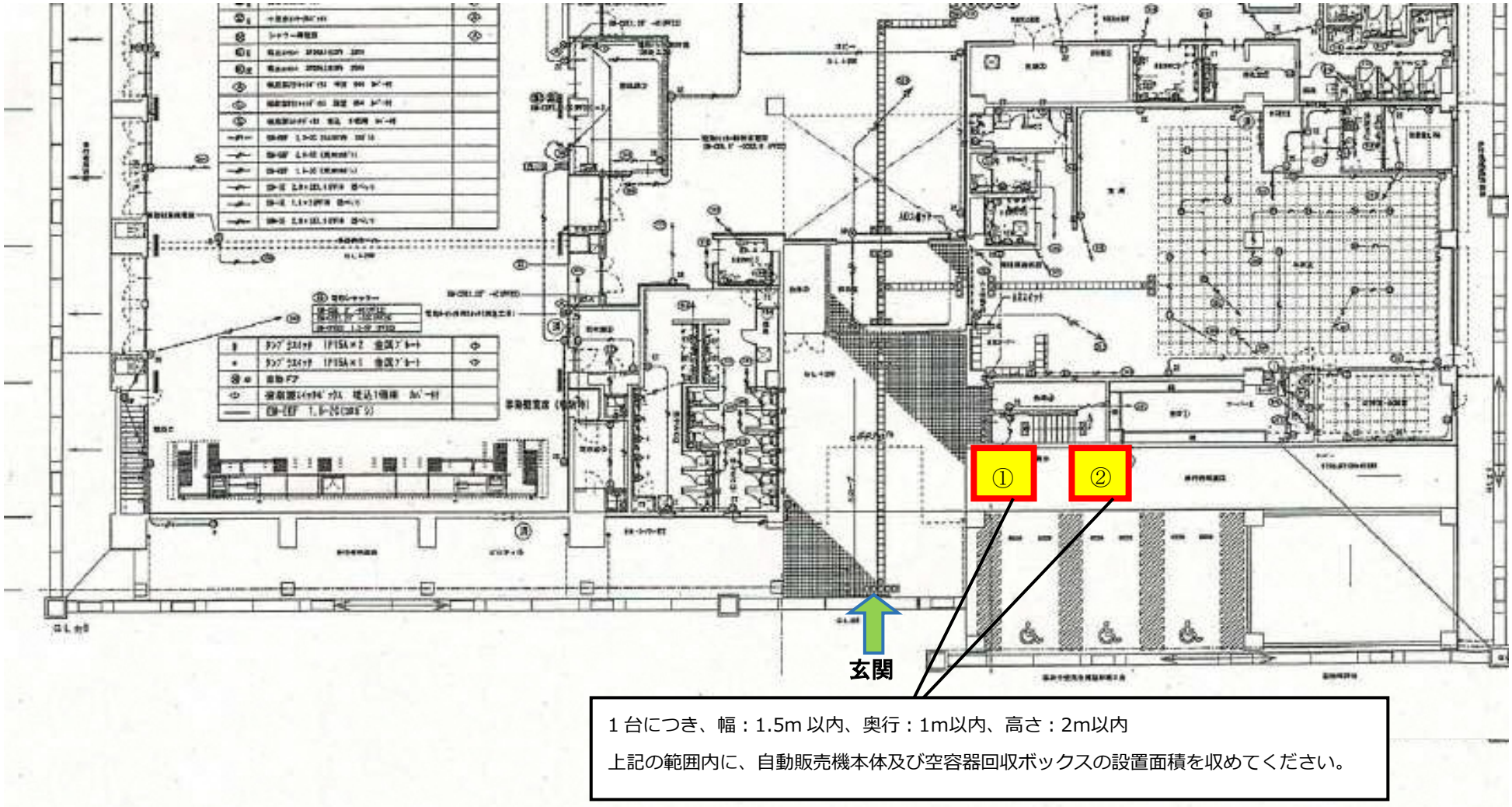

■針尾地区公民館＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

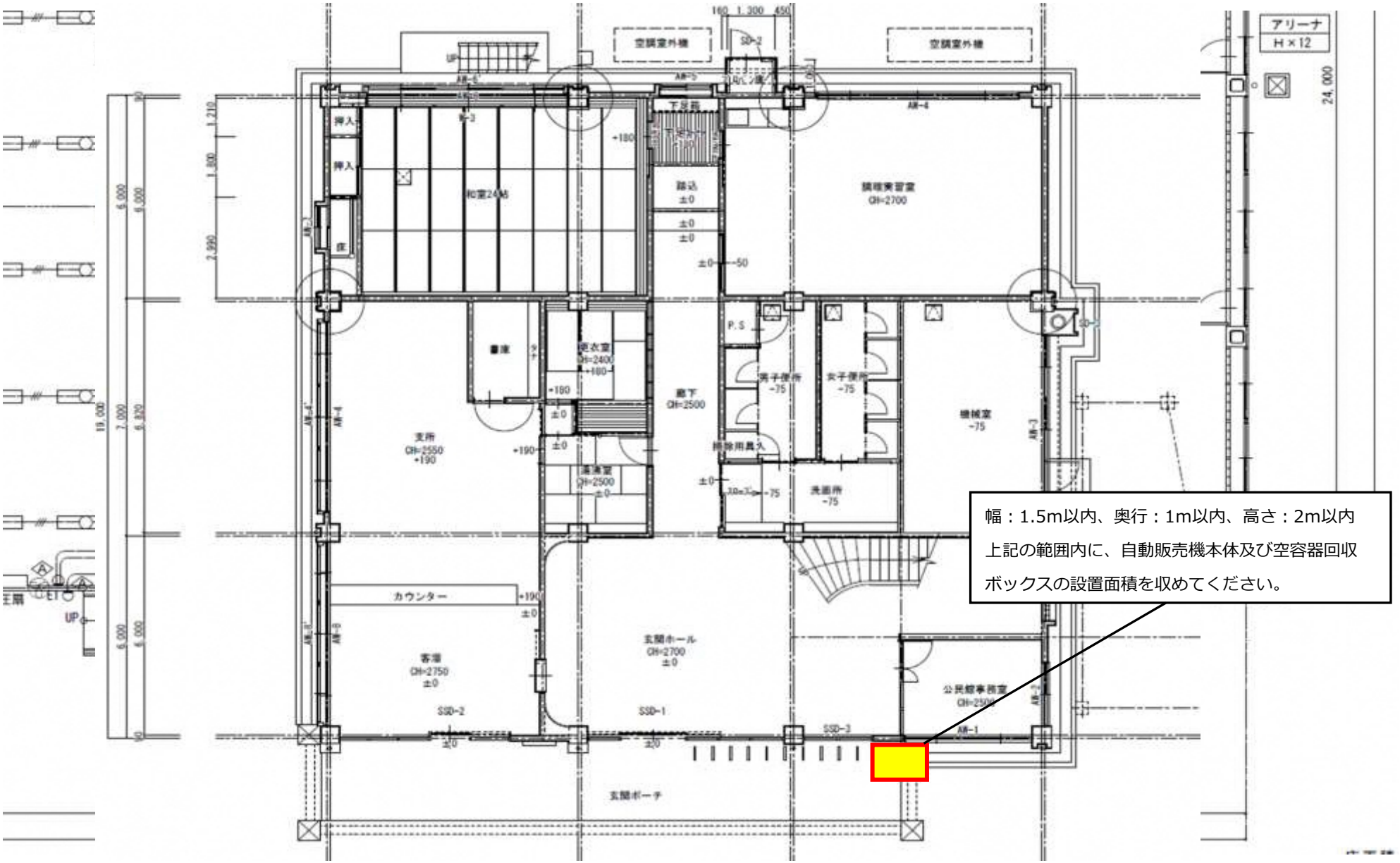

■針尾地区公民館体育室＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

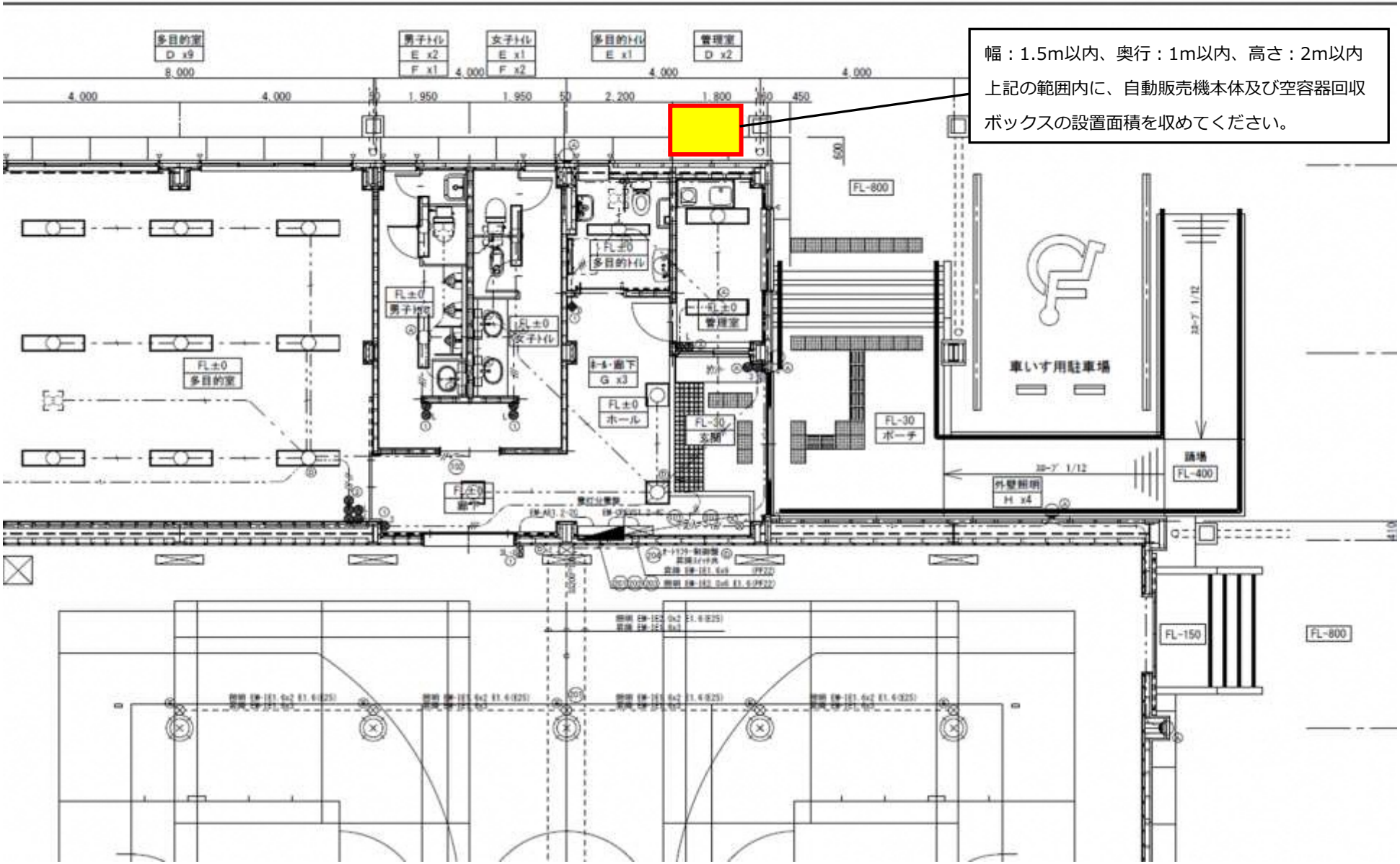

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間利用者
1	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-2	入替	崎辺地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	佐世保市十郎新町３番７号	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和12年１月31日	３年間	11,412
2	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-2	入替	日宇地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ体育室	佐世保市もみじが丘町42番地１	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和12年１月31日	３年間	19,950
3	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-2	入替	九十九地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	佐世保市下船越町306番地７	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和12年１月31日	３年間	4,537
4	ｺﾐｭﾆﾃｨ・協働推進課	コ協-2	入替	吉井地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	佐世保市吉井町立石473番地	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ外	屋外	1	令和９年２月１日 ～ 令和12年１月31日	３年間	34,808

※年間利用者数は令和７年４月～令和８年３月の実績です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥ 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(4) 特別仕様（吉井地区コミュニティセンター設置分）

① 吉井地区コミュニティセンターに設置する自動販売機は、文化財地としての景観の配慮から茶色を基本とし、詳細色調については本市の指示に従うこと。

4 問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市市民生活部コミュニティ・協働推進課　℡0956-24-1111（内線 2258）
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

■崎辺地区公民館＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

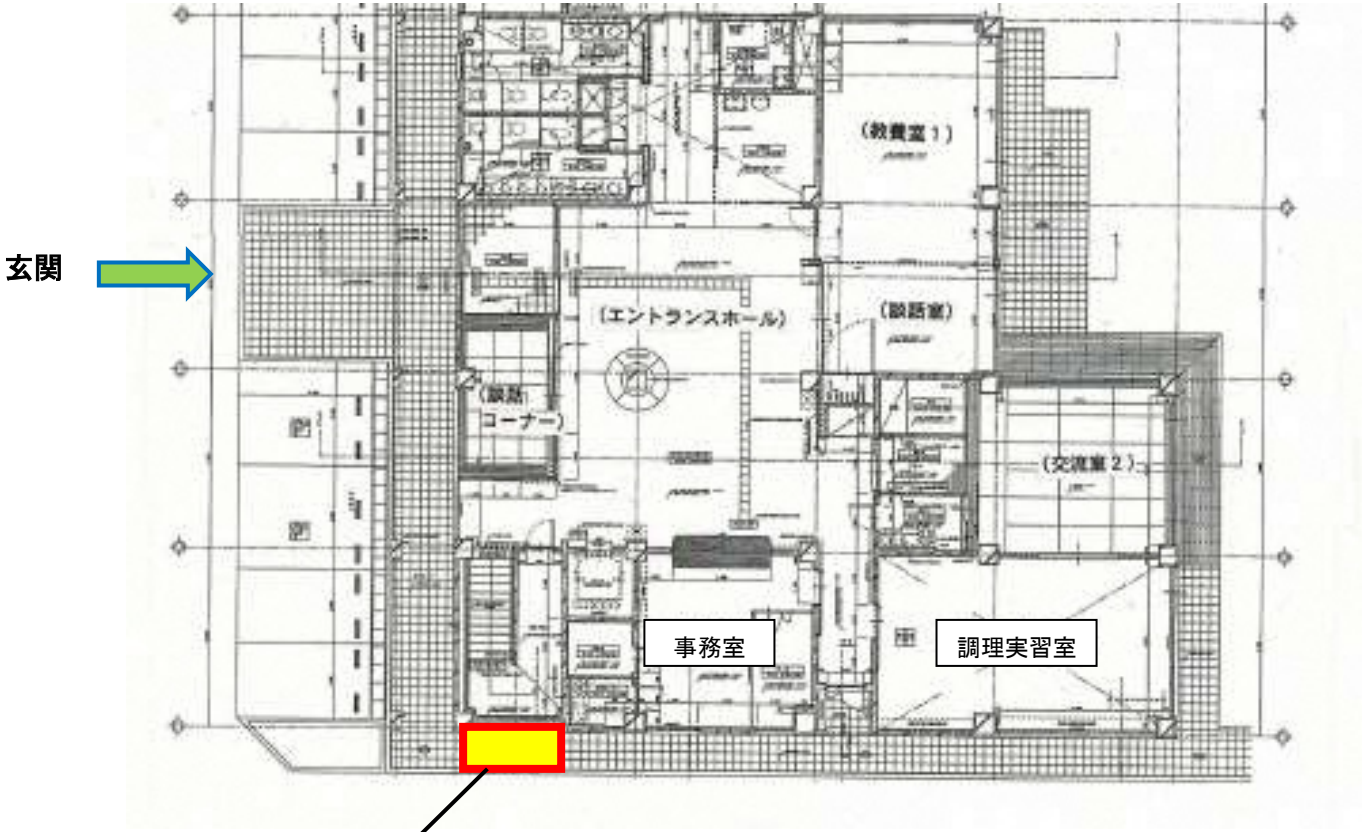

幅：1.5m 以内、奥行：1m以内、高さ：2m以内

上記の範囲内に、自動販売機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

■日宇地区公民館体育室＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

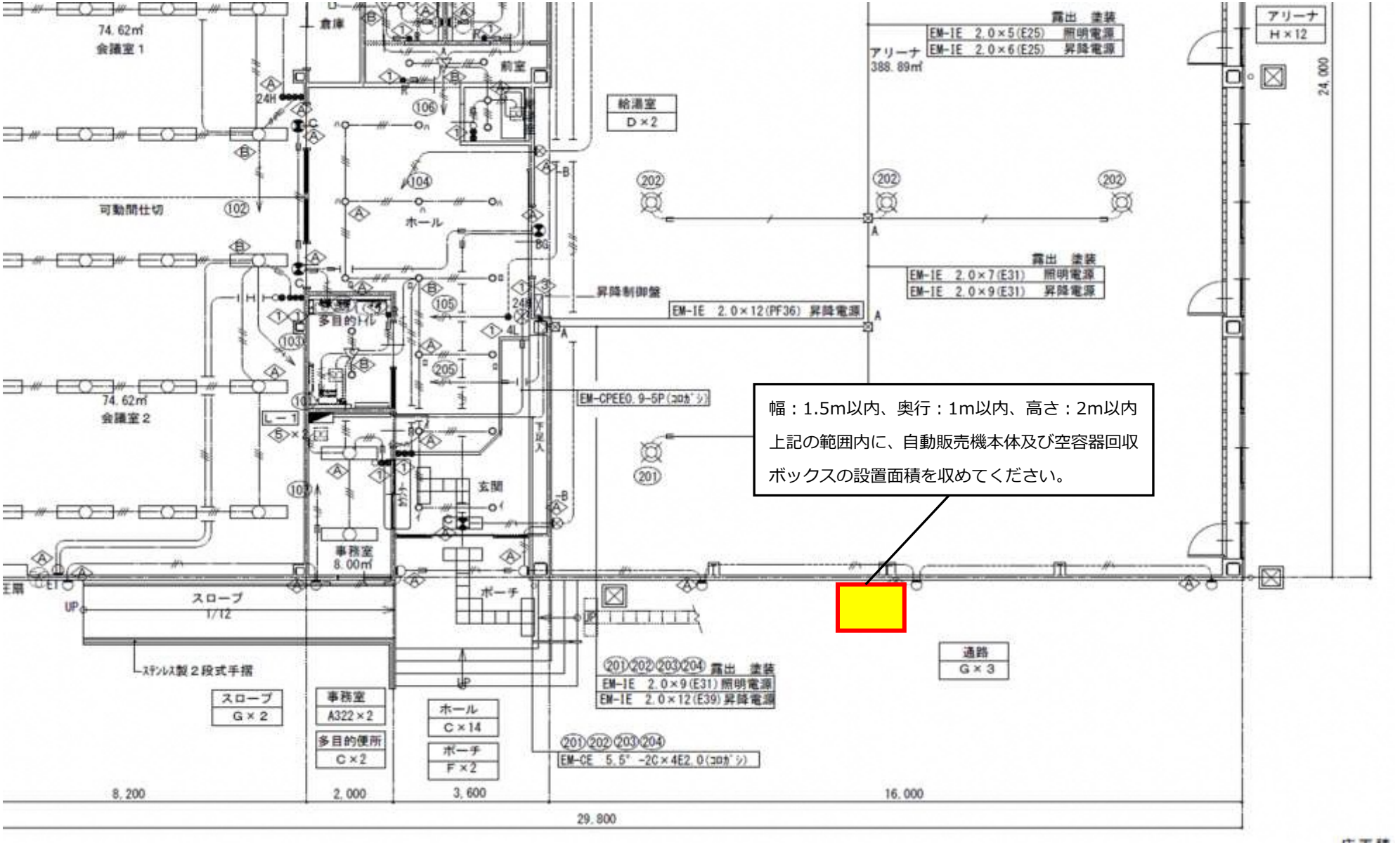

■九十九地区公民館＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

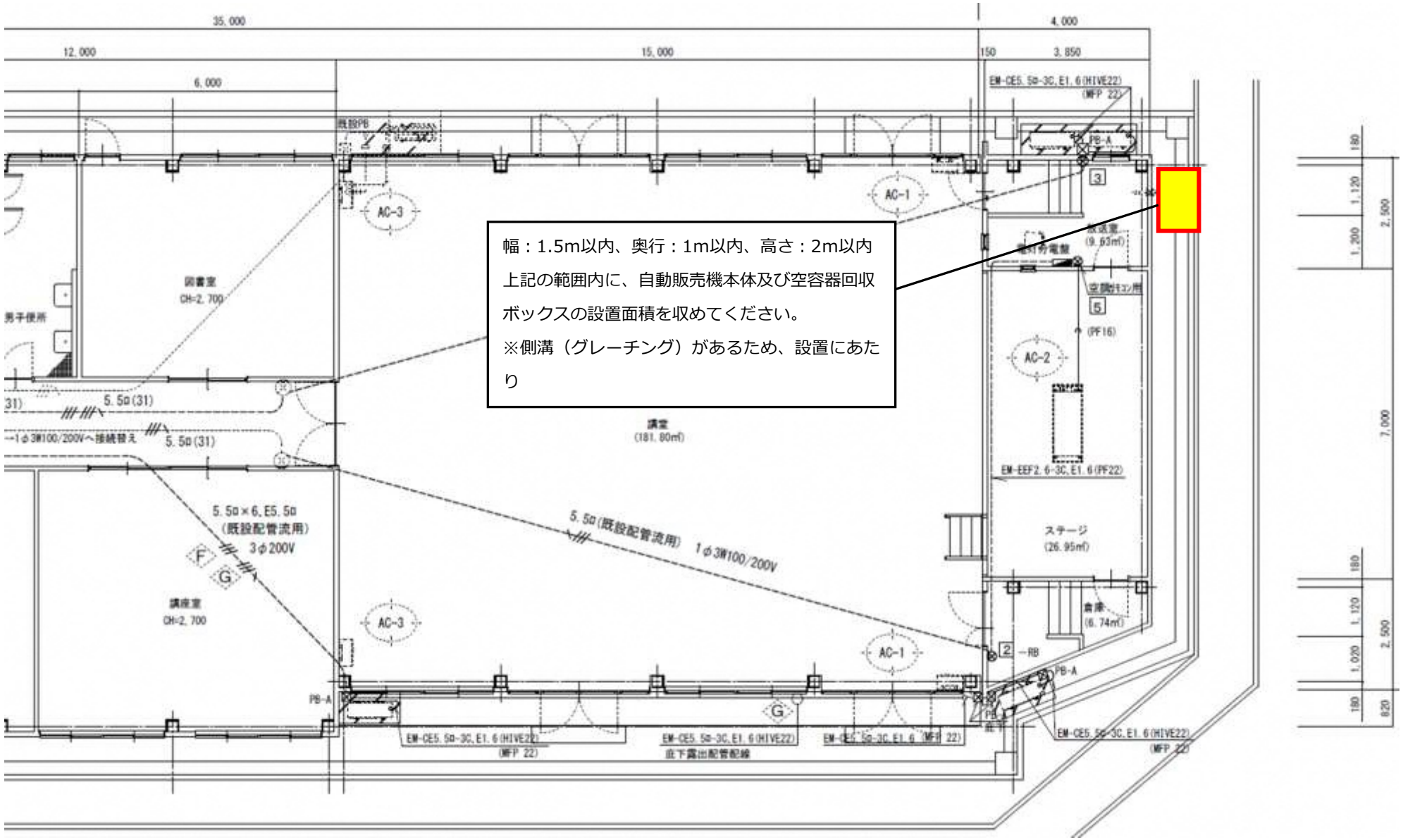

■吉井地区コミュニティセンター＜屋外＞　自動販売機設置場所位置図

幅：1.5m以内、奥行：1m以内、高さ：2m以内
上記の範囲内に、自動販売機本体及び空容器回収ボックスの設置面積を収めてください。

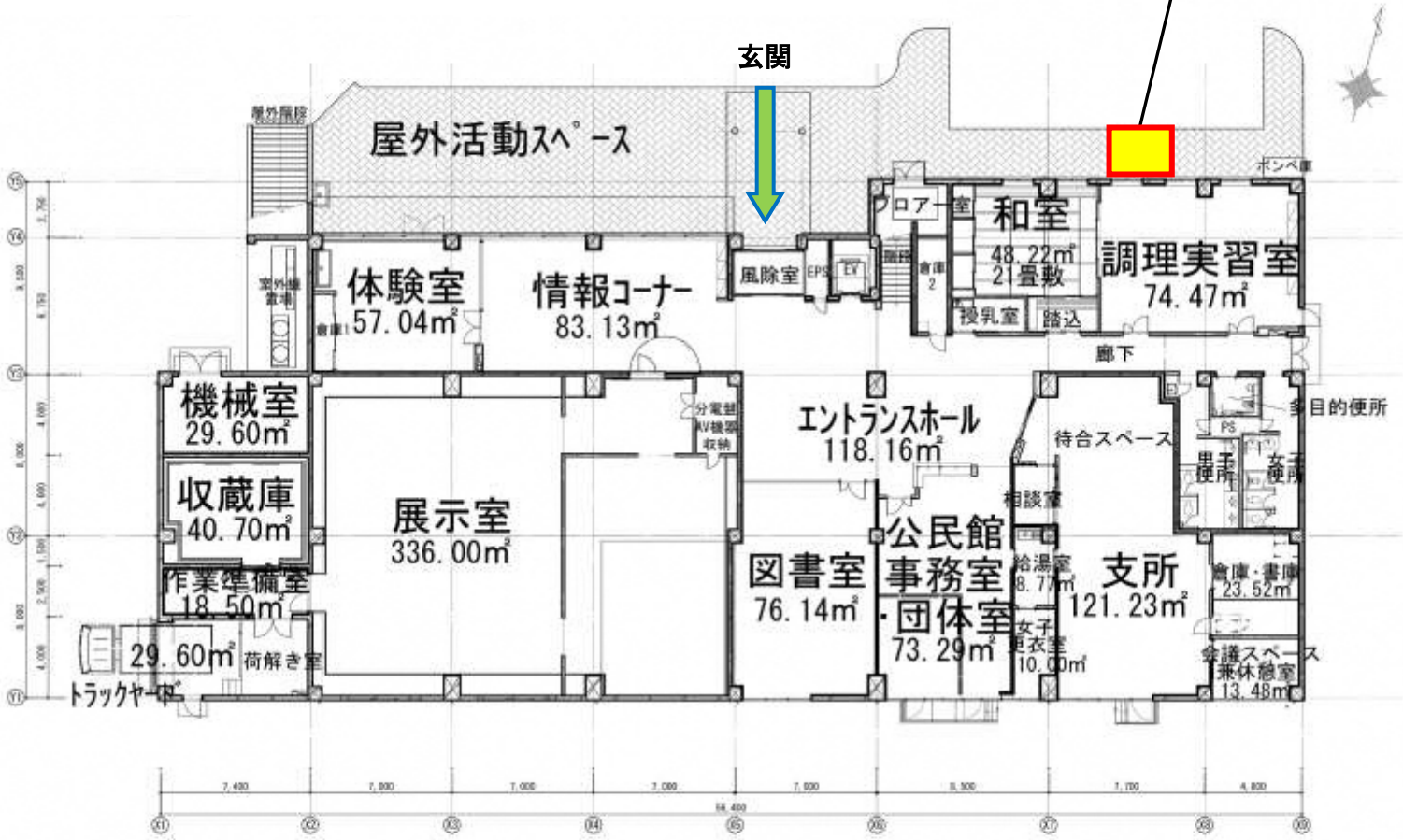

１階平面図　　１階床面積：１，２８８．２６㎡

物件仕様書
（清涼飲料水の自動販売機）

1　設置場所

No.	所管課	物件番号	区分	施設名	所在地	設置箇所	屋内/屋外	設置台数	貸付期間		年間のべ利用数
1	コミュニテイ・協働推進課	コ協-3	入替	させぼ市民活動交流プラザ	佐世保市戸尾町５番１号	施設１階	屋内	1	令和９年２月１日 ～ 令和１０年１月３１日	１年間	12,242 R7 年度

※利用者数は令和７年度のべ利用者数です。

2　自動販売機の仕様

(1)　大 き さ

設置面積（空き缶回収箱の面積を含む。）は、「位置図」において示す設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは２ｍ以内とすること。

(2)　環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

3　自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1)　設　　置

①　設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、本市の指示に従うこと。

②　自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、ＪＩＳ規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

(2)　管理運営

①　食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

②　常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③　使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う経路については、本市の指示に従うこと。

⑤　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

⑥　自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

⑦　自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3)　販売商品及び販売価格

①　販売商品は、飲料（清涼飲料水等）とし、酒類は販売しないこと。

②　容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

③　販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

4　問い合せ先

問い合せ内容	対応課
施設や、自動販売機等の個別仕様に関すること	佐世保市市民生活部　コミュニテイ・協働推進課　℡0956-88-7849
この入札制度に関すること	佐世保市財務部資産経営課　℡0956-24-1111（内線 2644～2645）

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

（施設名）佐世保市戸尾町　自動販売機設置場所位置図

（※設置箇所が複数階ある場合は同じように付け加えていく）

